

令和 5 年度事業報告書概要（船舶給水施設）

指定管理者：東京港埠頭株式会社

1 管理状況
○ 適切な管理の履行
・ 人員配置 「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」に基づく海技士免許保有者（6級：航海士、機関士）を複数人配置。（航海士：3名、機関士：2名配置） ・ 施設の使用許可 東京都港湾管理条例第6条、第7条、第27条及び船舶給水施設の管理運営基準に基づき、申請内容を審査し適正に許可を行っている。 ・ 施設の維持補修・修繕 施設の不具合による給水サービスの停止を引き起こさないよう、破損や経年劣化した箇所について都に報告・相談し、全体の経費執行状況をみながら必要な補修を行った。 ・ 施設の清掃 1月26日大井基地にて給水船への取水中に、タンク内の清水が濁っていることが分かった。東京都に状況報告後、給水船の取水を月島ふ頭で実施するなどオーダーに支障のないよう調整をした。また同時に、東京都水道局に連絡し現地調査を依頼した。この現象は濁りではなくマイクロバブル（微細な気泡）であり人体に影響がないとの連絡があった。
○ 安全性の確保
・ 緊急時対策 事故発生時に、迅速かつ適切に対応できるよう訓練を実施。Teamsを活用しリアルタイムで事務所スタッフが訓練を見られるように動画配信し、スタッフの防災意識の向上や対応能力の向上を図った。（岸壁運搬相互訓練、情報伝達訓練、応急操舵訓練、大規模災害想定訓練、大規模地震発生時初動対応訓練） ・ 事故への対応 大規模地震発生時初期対応マニュアルをスタッフ内と共有。上級救命講習は、全員取得済み。AED、救急用品は、事務所内及び運搬給水船に設置し、AEDは日常点検として目視によるチェックを実施。
○ 法令等の遵守
・ 個人情報保護・情報公開の取組 社内規程等に基づき適正に処理。 ・ 各種法令等の順守 コンプライアンス研修を全員が受講。施設の管理運営基準等に記載されている法令等を遵守している。 ・ 情報事故への対応 ネットワークシステムのクラウド化で情報セキュリティ対策を強化しているほか、社内規程等に基づき適正に処理。

2 事業効果

○ 事業の取組

- ・利用者サービス向上に向けた取組
船体及び岸壁の損傷を防ぐため、作業によって必要な箇所にスポット的に防舷材を設置できるよう準備をした。また、お客様の船舶が白いボディの場合は傷や汚れが目立ちやすい色のため、フェンダーカバーを自主製作して傷がつかないように十分に配慮しながら給水作業を行った。
- ・利用促進への取組
新会場となる東京国際クルーズターミナルで4年ぶりに「東京みなと祭り」が開催。ターミナル内でのブース展示や船内見学会等など盛りだくさんのイベントに展示ブースを出展し、パンフレットを使って事業PRに努めた。
令和4年度に掲載していた動画に加えて、新たに給水船のデモンストレーションやイベント出展時の事業紹介の映像を製作して追加掲載し、より多くの方々に知っていただけるように、新たにYouTube動画を配信し、広報活動を積極的に行い事業の重要性のアピールを行った。

○ 利用の状況

- ・岸壁給水(セルフ除く) 件数：238件、給水量：31,281m³
- ・岸壁給水(セルフ) 給水量：36,243m³
- ・運搬給水 件数：180件、給水量：17,316m³

○ 利用者の反応

- ・アンケート実施状況
アンケート配布枚数：57枚、アンケート回収枚数：12枚
8項目中5項目は「満足」「ほぼ満足」といった、おおむね良好な評価をいただくことができた。

○ 行政目的の達成

- ・都施策への協力
晴海船舶給水の水道本管直結化についての諸条件整理に向けて意見交換会を東京都と打ち合わせを行った。直結化するに当たりいくつか条件がクリアされれば可能であるため、直結化に向けての事前調査が円滑に実施できるように協力した。

3 収支状況（単位：千円）

項 目		金 額（税 込）
収 入	指定管理料	111,577
支 出	管理運営費	98,749
収 支 差		12,828